

### 3. 事例2－堺市（大阪府）

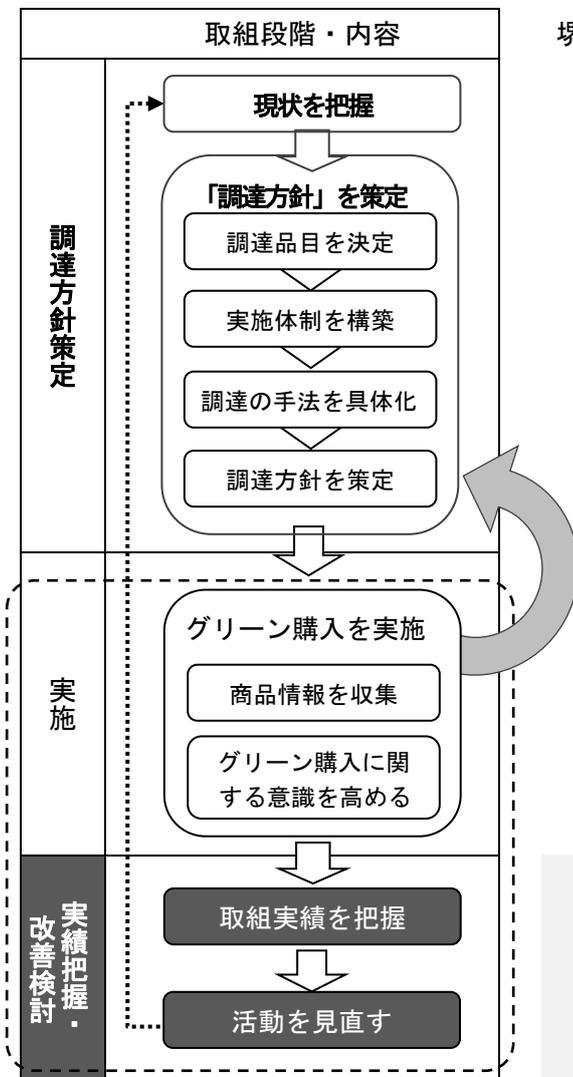
#### 3. 1. 取組概要

##### 【堺市の取組のポイント】

グリーン購入の調達実績の集計にあたり、財務会計システムを活用するなか、担当課において、全庁の物品調達実績データの確認作業があり、集計業務の負担が大きいことが課題であった。加えて、財務会計システムの改修が行われ、従来の集計手順を見直す必要があり、新たな集計方法の構築について検討を行った。

■ 調達実績の集計方法の再構築、及び、書式の検討

#### <グリーン購入の事例>



堺市の取組は「実施把握、改善検討」に該当します。

取組実績の把握方法の見直し

### 3. 2. 調達実績の集計方法の見直し

堺市は、堺市グリーン調達方針（以下「堺市方針」）を策定し、グリーン購入法の特定調達品目、判断基準に基づいて、グリーン購入を実践、庁内全体にグリーン購入の浸透を図ってきた。

グリーン購入の調達実績の集計は、令和2年度より財務会計システムを活用している。しかし、集計作業を進めるにあたり、全庁の物品調達実績データを一度確認する必要があるとあり、所管課である環境対策課において多くの時間と労力を要している。また、令和6年度、財務会計システムの改修が検討、実施され、従来の集計手順を見直す必要があるとあり、今回、財務会計システムの仕様に基づいて集計方法の見直しを行った。

#### (1) 現在の物品の調達方法

確認事項 1

物品調達において、各課はどのような役割を担っているか。  
また、調達方針の周知はどのように行っているか。



現状把握 1

**【各課の役割（一覧）】**  
堺市では調達物品は大きく分けると「一般物品」と「指定物品」があり、「一般物品」は調達課が購入する物品を指し、「指定物品」は各課の購入物品となる。

①環境政策課：堺市方針の策定・改定、方針改定の職員への通知、調達実績集計、調達実績の公表  
※堺市方針の周知は、毎年度末に改定した堺市方針を通知し、合わせて庁内ウェブサイトに掲載している。  
※庁内職員を対象とした研修等を行っていない。

②調達課：一般物品に係る、入札・契約の締結、環境対応の確認、財務会計システムへの入力、調達実績データの環境政策課への提供

③会計室：財務会計システムの運営

④各課：自課の指定物品購入、環境対応の確認、財務会計システムへの入力



実績集計の見直しに向けた対応 1

・環境政策課が、指定物品の実績集計に時間と労力を要していることから、集計方法を見直すこととした。また、各課におけるグリーン購入適合品の購入を促すために、啓発資料の作成について検討を行うこととした。

#### 【物品の調達方法を把握する目的】

調達物品と担当課、調達手順を整理することは、グリーン購入の体制（関連部署の役割分担や連携）を検討する材料になります。担当者が限定される一括購入と、各部署の担当者が実施する個別購入のうち、どちらに該当するかによって、物品・サービスの購入ルールや担当者の作業が決まります。

#### (2) 現在の実績把握の方法

確認事項 2

財務会計システムを用いた従来の実績把握はどのような方法で行っているか。

現状把握 2

【財務会計システム(改修前)への入力】

購入物品の情報について、一般物品は調達課が、指定物品は各課がそれぞれ財務会計システムに入力する。

主な入力内容は、①物品コード(商品カテゴリ)の選択②環境対応区分の欄によるグリーン購入適合の有無の選択③品質・規格(商品名、メーカー名等)、金額の入力である。

【実績集計手順】

<物品調達実績データの収集>

- ・一般物品は、環境政策課が財務会計システムでデータを収集できないため、調達課から提供を受けている。
- ・指定物品は、環境政策課が財務会計システムで全庁のデータを収集している。

<実績の集計>

- ・堺市は、実績としてグリーン調達率をグリーン適合品購入金額÷特定調達品目該当品購入金額で集計している。
- ・財務会計システムで収集した生データには、事業コード等多くの不要な項目が含まれているため、実績把握に必要な項目のみに抽出している。
- ・グリーン適合品の購入状況は集計データで確認できるが、特定調達品目に該当するかは集計データで確認できないため、環境政策課が1件ずつ確認している(例年 50,000 件程度)。
- ・また、実績集計の作業を進めるなかで、入力情報が正しいかどうかを確認することや、各課の調達担当者への物品情報の個別ヒアリング等を行ってはいない。

実績集計の見直しに向けた対応 2

- ・実績集計の手順のうち、収集データについて、堺市方針の特定調達品目を該当するか確認する作業は見直しが必要であり、収集データの情報を精査し、データの加工について検討を行うこととした。
- ・環境対応区分の欄の情報において、各課の調達担当者がグリーン購入を正しく理解できているか確認が必要と考え、今回の見直しに合わせ、入力内容の一部について、グリーン購入の適合可否について環境政策課が確認することを提案した。

(3) 財務会計システム改修後の実績把握の方法

確認事項 3

実績把握に影響する財務会計システムの改修内容はどのようなものか。

現状把握 3

【財務会計システムの改修内容】

- ・指定物品は、従来通りの仕様となる。
- ・一般物品は、財務会計システムで物品情報(物品コード、環境対応区分、商品名、メーカー名、金額等)を入力する画面がなくなることがわかった。

【実績集計への影響】

・指定物品は、引き続き、物品調達実績データを財務会計システムより出力することができるが、一般物品は、財務会計システム上に物品情報がないため、環境政策課より各課に照会が必要となる。



実績集計の  
見直しに向  
けた対応 3

**【一般物品の物品調達実績データの収集】**

・一般物品は、財務会計システム上に情報がないことから、環境政策課より各課に対して、独自の集計シート(Excel ファイル)を配布し、該当する情報を各課が入力することを提案した。

**【実績集計の方法】**

・作業工数の改善に向けて、「物品コード」に着目した。「物品コード」は商品のカテゴリとして、大分類・中分類・小分類と分かれ、商品情報を分野別に把握することができる。そのため、物品コードの情報より、グリーン購入法の特定調達品目と照合、整理し、「母数」を整理することを提案した。

・また、一部の物品コードは、商品分野を大枠で括っているものもあるため、コードの分類名称だけでは判断がつかないものもある。そのため、それらについては、実際の購入物品情報より、対象外と判断できるものを集計マニュアルに記録し、まずは物品コードで出力データを加工し、商品情報の詳細が入力されている「品質\_規格」の情報より、対象外と判断できる商品名を検索し、削除することを提案した。

**【その他】**

実績集計方法の見直しにあたり、環境政策課の集計マニュアルを作成するほか、各課の調達担当者に集計シートへの入力を求めるため、入力説明資料の作成を検討した。

**【参照した情報】**

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針
- ・新居浜市グリーン購入集計表
- ・足利市グリーン購入集計表